

教育・保育施設等 入所案内



オンライン申請は
こちらびん

真岡市役所 健康福祉部 保育課 保育係

〒 321-4395

栃木県真岡市荒町5191番地

TEL : 0285-83-8035

目 次

◇保育サービスについて	P 2
◇保育が利用できる要件・保育内容について	P 3
◇保育の利用・支給認定申請・保育必要量の申請について	P 4
◇申込みに必要な書類について	P 5
◇ならし保育・転入予定の方の申込みについて	P 6
◇保育料について 0～2歳児クラス	P 7
◇真岡市保育料表（3号認定子ども）	P 8
◇保育料について 3～5歳児クラス	P 9
◇認可保育所利用にあたっての一般的な流れ	P 10
◇保育所入所後の注意点	P 11
◇申込書の記入例 表	P 12
◇申込書の記入例 裏	P 13
◇教育・保育施設等一覧	P 14
◇教育・保育施設等一覧 MEMO	P 15
◇保育所マップ	P 16

◇保育サービスについて

2号・3号認定の方は、就労時間（保育必要量）に応じて、さらに以下の区分があります。

●保育標準時間（最大11時間利用）
月120時間以上就労

●保育短時間（最大8時間利用）
月64時間以上120時間未満の就労

家庭で保育できない
（月64時間以上就労等）

0～2歳
⇒3号認定

3～5歳
⇒2号認定

教育を受けさせたい
⇒1号認定

上記以外
不定期

特定地域型保育施設

- ・小規模保育施設A型（0～2歳）定員19人以下
- ・家庭的保育事業（0～2歳）定員3人以下

【園に直接申込み】

家庭的な雰囲気の中、保育を実施。卒園後は連携施設に優先して入所可能。

保育所（園）
（0～5歳児）

【市役所に申込み】

公立と私立合わせて市内に10か所。仕事等のため家庭で保育ができない児童を預かる施設。

認定こども園
（保育部分）
（0～5歳児）

【園に直接申込み】

幼稚園と保育所の機能を併せ持った施設。保育認定を受けている児童は保育所と同様の保育利用。3～5歳で保育要件がなくなった場合（仕事を辞めた等）は幼稚園部分に変更することができる。

認定こども園
（幼稚園部分）
（3～5歳児）

【園に直接申込み】

幼稚園と同様

幼稚園（3～5歳）

【園に直接申込み】

教育の基礎を作る学校。

お昼過ぎまでの教育時間のほか、園により預かり保育等を実施している。

一時預かり（認定を受けずに利用可能）

急用、子育てのリフレッシュ等で一時的にお子さんを預かる。週2～3日程度の仕事のため利用する人もいる。実施している園に直接申込み。面接等が必要な場合もあるので、早めにご連絡ください。

こども誰でも通園制度

生後6か月から満3歳未満までの保育所等に通っていないお子さんを対象に、保護者の就労等の要件を問わず、月10時間まで保育所等にお子さんを預けることができる制度。

事前登録が必要のため、市ホームページから申請ください。



◇保育所(園)・認定こども園(保育部分)・地域型保育施設が利用できる要件について

- ・保護者、児童が原則として真岡市の住民であること。
- ・保護者が保育を必要とする理由に該当すること。

保育を必要とする理由	保育標準時間 (1日最大11時間の保育利用が可能)	保育短時間 (1日最大8時間の保育利用が可能)
就労 ※1	就労時間が1か月あたり 120時間以上	就労時間が1か月あたり 64時間以上 120時間未満
求職活動(3か月) ※2		○
育児休業中の継続利用 ※3		○
妊娠・出産(期限付き) ※4	○	
災害復旧	○	
虐待・DV	○	
就学	就労に準じる	
保護者の疾病・看護	証明書・診断書・状況等によって判断	
同居親族の介護・看護	証明書・診断書・状況等によって判断	
その他市町村が認める場合	状況によって判断	

・身体虚弱等、その他の理由で集団保育に支障が認められるお子さんについては、入所を承諾できない場合があります。

※1 「就労」を理由とする場合、就労時間が1か月あたり64時間未満の場合は、保育を必要とする認定に該当しません。

※2 「求職」を理由とする場合、入所後3か月以内に月64時間以上の就労することが条件です。

※3 「育児休業」を理由とする場合、出生児童が1歳になった月の月末まで継続利用可能ですが、育児休業を1年以上取得する場合は継続利用可能期間で退園となる場合がありますのでご相談ください。

※4 「妊娠・出産」を理由とする場合、出産予定日の6週間前の日が属する月の1日から、産後8週間経過した日が属する月の末日までの期限付きの入所となります。

◇保育内容について

○保育年齢

おおむね生後8週間経過後から就学前の乳幼児(14ページ参照)

○保育時間及び休日

保育時間：教育・保育施設等一覧のとおり(14ページ参照)

休日：日曜日、祝日、年末年始

○食事とおやつ

3歳未満児は給食の他に、10時と3時におやつがでます。

3歳以上児は給食の他に、3時におやつがでます。

◇保育の利用について

保護者が就労や病気、介護等「保育を必要とする理由」に該当することにより、お子さんにとって保育が必要と認められる場合、保護者に代わって保育施設で保育をします。

したがって、「しつけのため」「集団保育を経験させたい」等の理由では、申し込むことができません。また、保育を必要とする理由に該当しなくなった場合（仕事を辞めた等）は原則退所となります。

◇支給認定申請について

保育施設を利用するためには、保護者の申請により、支給認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

支給認定区分

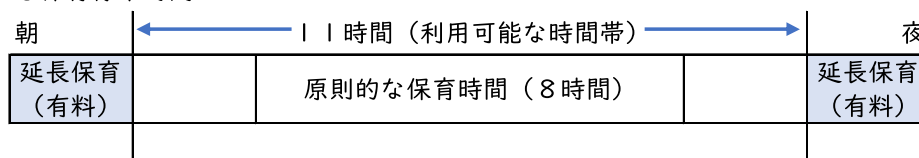
区分	区分の内容	利用できる施設
1号認定 教育標準時間認定	満3歳以上で保育の必要性のない児童	幼稚園・認定こども園
2号認定 保育認定	3歳以上で保育の必要性のある児童	保育所・認定こども園
3号認定 保育認定	3歳未満で保育の必要性のある児童	保育所・認定こども園 特定地域型保育事業 （小規模保育事業・家庭的保育事業）

◇保育必要量の認定について

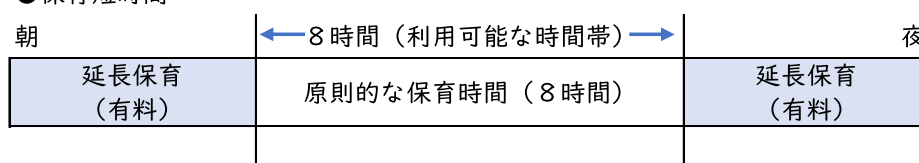
保護者の就労時間等により次のいずれかの利用時間となります。

- ・「保育標準時間認定」⇒1日に最大11時間、保育施設・事業を利用可能
就労の場合、1か月あたり120時間以上勤務
- ・「保育短時間認定」⇒1日に最大8時間、保育施設・事業を利用可能
（ただし、延長保育を利用する場合は、8時間以上の利用が可能です。）
就労の場合、1か月あたり64時間以上120時間未満勤務

●保育標準時間



●保育短時間



保育時間帯や延長保育の実施状況は各施設によって異なります。

◇申込みに必要な書類について

○提出必要書類（様式はホームページでも入手可）

- 1) 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼施設利用申込書
（児童1人につき1部）
- 2) 保育所入所申込調書
- 3) 家族全員のマイナンバーカード（個人番号 通知カード）
- 4) 申請者の身分証明書（運転免許証、パスポート等の写真付のもの）
- 5) 利用者負担金（保育料）、**主食費**、副食費、延長保育料の滞納に係る承諾書
- 6) 施設利用に関する確認書
- 7) 保護者等の状況を証明する書類（下記のとおり）

区 分	添 付 書 類
外勤（内職・育休含む）	就労証明書 ※ 産休・育休を取得の場合は期間が明記されているもの
外勤（就労予定）	就労証明書（就労予定証明書）
自営業	就労証明書と開業届または営業許可証の写し等
農業従事	就労証明書と青色事業専従者給与の届出書の写し等
妊娠中であるか、出産後間もないこと （期限付き）	新生児の母子手帳（父母の氏名及び出産予定日のわかるページ）
病気・障害 ※①または②	① 通院証明書または診断書、治療計画のわかるもの等
	② 障害者手帳の写し
看護・介護 ※必要に応じて	通院証明書または診断書
	介護保険被保険者証の写し、サービス内容のわかるもの
就学・技能習得している	在籍を証明できる書類の写し カリキュラム表等、日中保育ができない時間・日数が確認できるもの
求職中	ハローワークカードの写し等求職活動が確認できるもの 保育所入所申込調書に活動状況を具体的に記入 ※入所できた場合、3か月以内に証明書の提出がないと退所になります。
お子様が身体障害・療育手帳を交付されている場合・通院中の場合	障害者手帳の写し
	専門機関等の診断書又は意見書等

※保護者以外の証明書は不要です。

○保育所入所申込書類の提出先

- ・ 公立・私立保育所
保育課 午前8時30分から午後5時15分まで
- ・ 認定こども園・特定地域型保育施設（小規模保育施設・家庭的保育施設）
施設に直接申込み（申込みに必要な書類等は各園で配布しています。）

◇ならし保育について

保育所では、入所後、児童が無理なく保育所生活に慣れるために「ならし保育」の期間があります。生活環境の急激な変化により、児童にとって大きな負担がかかります。そのため、最初は数時間程度の保育から始めて徐々に時間を長くしていきます。ならし保育の時間や期間については児童の状態等によって異なりますので、入所する施設にご相談ください。

育児休業明けの場合、復職日の20日前の属する月の入所申込が可能です。

例) 復職予定日が5月20日以前の場合：4月1日の入所申込が可能

復職予定日が5月21日以降の場合：5月1日の入所申込が可能

◇真岡市に転入予定の方の申込みについて

転入予定の方は、認可保育所(園)(2号・3号)利用にあたっての一般的な流れ(10ページ)に加えて、入所希望月の前月末日までに真岡市への転入手続きが完了していることが条件となります。

入所希望月の前々月に入所申込に必要な書類と転入に関する申立書及び物件引渡日が入所希望月の前月末日までであることが確認できる「売買契約書」または「賃貸契約書」の写しを提出してください。

※保育料決定のために課税証明書等の税資料が必要な場合があります。

※マイナンバーの記入漏れにご注意ください。

例) 10月1日に入所を希望する場合。

8月：申込に必要な書類と「売買契約書」または「賃貸契約書」の写しを保育課に提出。

9月：末日までに転入手続きの完了。

◇オンライン申請について

令和6年4月より市内保育所・保育園の入所申込がオンラインでも可能となりました。日中、市役所へ来庁するのが難しい方等にご利用ください。なお、従来どおり窓口での申請も受け付けております。詳しくは、右に記載のQRコードよりご確認ください。



オンライン申請 HP

◇真岡市内保育所・保育園の空き状況について

空き状況を確認したい方は、右に記載のQRコードよりご確認ください。最新の情報につきましては、毎月5日頃に更新いたします。



空き状況 HP

◇保育料について

0歳児クラスから2歳児クラス

(1) 保育料について

- ・保護者の市民税所得割額で階層が決まり、8ページの真岡市保育料表により保育料が決定されます。(父母に十分な収入がなく、同居の祖父母が主たる生計維持者の場合は、祖父母のどちらか市民税所得割額の高い方を算定に含みます。)
- ・市民税所得割額の確認ができない場合は最高階層(第12階層)で算定します。

(2) 保育料の請求について ※原則口座振替です。

- ・公立・私立保育所の保育料は、真岡市が請求します。
- ・認定こども園、小規模保育施設、家庭的保育施設の保育料は、利用する施設が直接請求します。

※1 保育料は月単位です。毎月1日に在籍している方はその月の出席・欠席や途中退所でも1か月分がかかります。

※2 特別な保育(延長保育等)を利用すると別途、利用料がかかります。

※3 保育料のほかに、各施設が集める雑費等がかかります。

(3) 保育料の決定について

4月～8月の保育料 前年度の市民税所得割額から算定	9月～翌年3月の保育料 当年度の市民税所得割額から算定
------------------------------	--------------------------------

9月分の保育料から、算定に用いる税額年度が切り替わるため、「利用者負担額(保育料)決定通知書」を郵送します。

(4) 保育料等滞納に対する児童手当の取扱いについて(公立・私立保育所)

- ・保護者の方に負担していただいている保育料等は、保育園の運営やサービスの向上にあたり必要不可欠な料金です。
- ・保育料等に滞納がある場合、年6回支給される児童手当からの納付をお願いしております。
- ・保育料等を期限内に納付されている方とされていない方との公平性を確保するため、趣旨をご理解の上、保育所入所申請時に下記の書類をご提出ください。

【提出書類】

「利用者負担金(保育料)、**主食費**、副食費、延長保育料の滞納に係る承諾書」

※1 保育料などに滞納がある場合、児童手当を現金支給に切り替え、支給される児童手当から未納分の保育料等をお支払いいただきます。

真岡市保育料表（３号認定子ども）



階層	階層区分		０～２歳児	
			保育標準時間	保育短時間
			保育料（円）	保育料（円）
１	生活保護世帯		０円	０円
２	市民税非課税世帯		０円	０円
３	市民税所得割額	48,600円未満	11,000円	10,800円
４		72,800円未満	16,000円	15,700円
５		97,000円未満	21,000円	20,600円
６		133,000円未満	25,000円	24,500円
７		169,000円未満	33,000円	32,400円
８		235,000円未満	37,000円	36,300円
９		301,000円未満	41,000円	40,300円
10		397,000円未満	48,000円	47,100円
11		464,600円未満	50,000円	49,100円
12		464,600円以上	65,000円	63,800円

◆ 備考

- 市民税所得割額とは、地方税法に適用がある、住宅取得控除、寄付金控除、配当控除及び外国税額控除を差し引く前の額とします。
- ３～１２階層までに属する世帯のうち、同一世帯に保育所、幼稚園、認定こども園等を利用している兄又は姉を１人有する場合の保育料は半額とし、２人以上有する場合の保育料は０円とします。
- ２の同時入所要件に該当しない場合でも、２人以上の児童を現に育てている３階層から４階層の一部（市民税所得割額57,700円未満）の世帯の保育料については、第２子は半額とし、第３子以降は無料とします。
- ３～５階層の一部（市民税所得割額77,101円未満）のひとり親世帯等の保育料については、第１子は5,000円とし、第２子以降は無料とします。
- ４階層の一部（市民税所得割額57,700円以上）から１２階層に属する世帯のうち、１８歳未満の児童を現に２人以上育てている場合には、「第２子以降保育料等免除事業」により、第２子以降の保育料は無料とします。ただし、申請が必要となります。

※ 祖父母が同居し生計を一にしている場合、両親の収入で十分生計を立てていけるだけの経済力があれば祖父母の収入は加算しません。しかし、両親の収入で十分生計を立てていけない時は、その家庭の主宰者（最高収入または最高納税者）の収入を加算します。

※ 年度途中に満３歳（２号認定）になった児童でも、０～２歳児の保育料が適用になります。

※ ３～５歳児（１号・２号）の保育料は、幼児教育・保育無償化により０円となります。

◇保育料について

3歳児クラスから5歳児クラス

(1) 保育料について

- ◆公立・私立保育所、認定こども園
- ・保育料無償化の対象となります。

(2) 対象経費について

利用施設別の無償化対象経費

(○=対象、△=保育の必要性がある場合のみ対象、×=対象外)

利用施設	保育料	延長保育	その他※1
認定こども園（教育部分）	○	△※2	×
保育所（公立・私立） 認定こども園（保育部分）	○	×	×

※1「その他」とは、施設の管理費や、通園バスの利用料や行事等に係る費用等です。

※2「保育の必要性がある場合」とは、3ページの「保育所(園)・認定こども園(保育部分)・地域型保育施設が利用できる要件」と同等になります。

(3) 給食費について

- ・給食費には主食費（ごはん、パン等）と副食費（おかず、おやつ等）があります。
- ・**主食費について公立保育所は月額1,250円となります。**
- ・副食費について年収360万円未満相当世帯の子どもについては、免除されます。
- ・副食費について年収360万円以上相当世帯で免除対象者となるのは、下記のとおりです。

副食費免除対象者

- ・認定こども園（幼稚園利用）
小3までの子どもから数えて第3子以降の子ども
- ・公立・私立保育所、認定こども園（保育利用）
就学前の子どもから数えて第3子以降の子ども

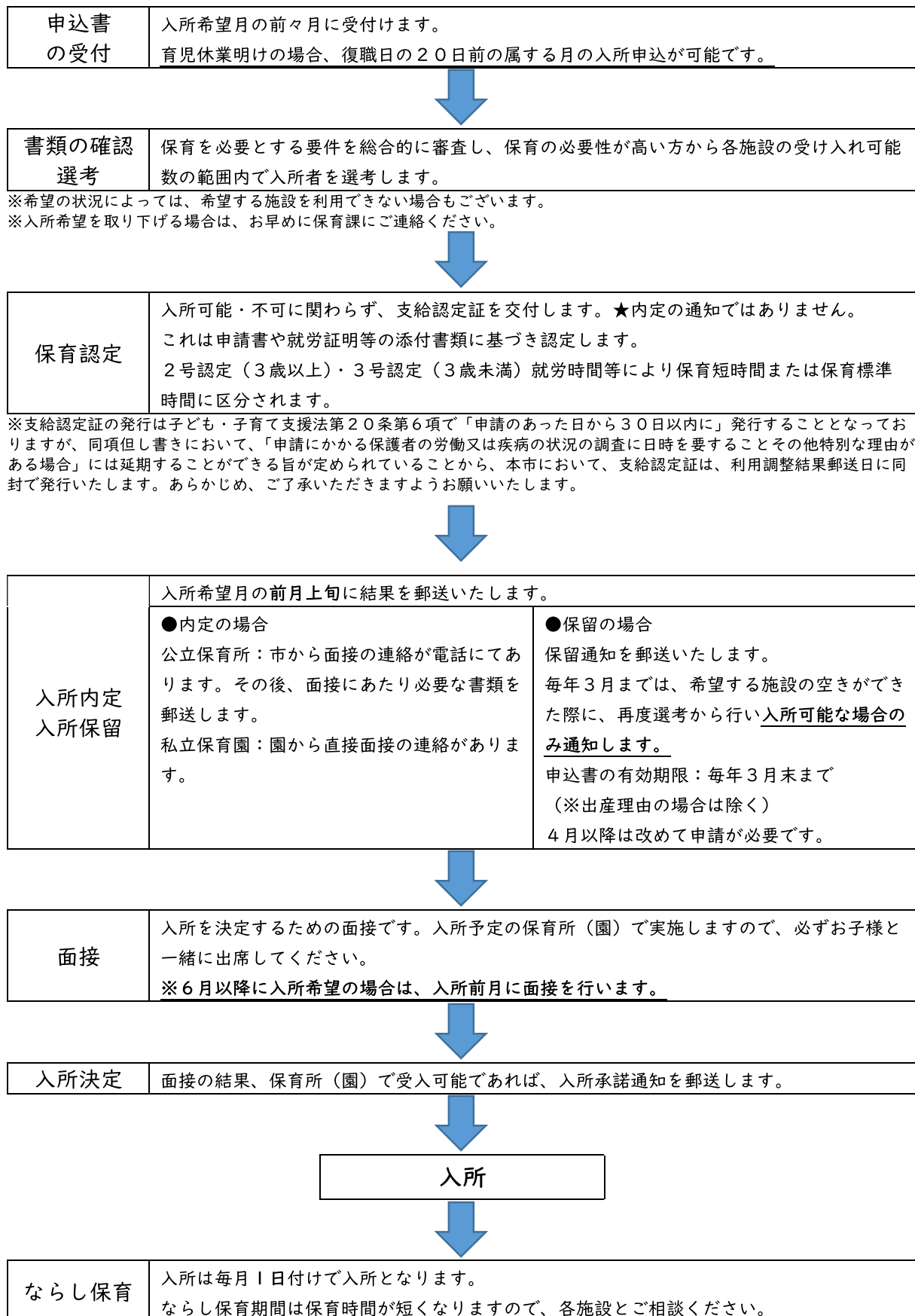
・上記に該当しない場合の第2子以降の子どもは、**4,900円**を上限に補助があります。

・副食費の免除対象者や補助対象者には、通知書を郵送します。

(4) 主食費、副食費滞納に対する児童手当の取扱いについて（公立保育所）

7ページ(4) 保育料等滞納に対する児童手当の取扱いについて（公立・私立保育所）
と同様の扱いになります。

◇認可保育所(園) (2号・3号) 利用にあたっての一般的な流れ【随時】



保育所（園）入所後の注意点

こちらの注意事項をよくお読みの上、お子様の卒園まで保存いただき、手続きの際の資料としてご活用ください。
 下記の変更事由に該当した場合は、必ず保育所（園）へ連絡し、必要書類のご提出をお願いします。
 なお、提出済みの書類に虚偽（実態と異なること）が判明した時には、退所となる場合があります。

	説明	必要書類
①就労先が変わった。 就労時間が変わった。	就労証明書の就労時間が、月64時間以上120時間未満の場合は保育認定区分が短時間（最大8時間まで）、120時間以上の場合は標準時間（最大11時間まで）になります。 認定区分により保育料も変わる可能性があります。 認定区分の切り替えは支給認定申請書提出月の翌月に変更となります。就労状況に変更が生じた場合は当月末までに、支給認定申請書にその旨を記載の上、就労証明書とともにご提出ください。	支給認定変更申請書 就労証明書
②仕事を辞めた。 ※退職後1週間以内に手続きをしてください。	原則として、退職した当月末で、保育所（園）を退所することになります。	退所届
	引き続き入所を希望する場合 保育認定短時間に変更の手続きをしてください。退職月から3か月以内に就労を開始し、新たな就労先に就労証明書を市役所に提出してください。 ⇒⑥求職中の入所の場合へ	支給認定変更申請書 ハローワークカードの写し
③家族構成が変わった。	同一住所で別世帯の場合も、同居の家族とみなし、手続きが必要です。 婚姻はしていないが同居の場合も含まれます。	支給認定変更申請書 同居する人の就労証明書
	保護者が単身赴任の場合（市外在住）	市町村民税課税証明書 ※時期によって、必要な年度が異なります。保育課にお問合せください。
	ひとり親となった場合 保育料を算定しなおします。	支給認定変更申請書
④妊娠した。 育児休業を取得した。	育児休業期間中は上の子の保育認定を短時間に変更してください。保育料が変わる可能性があります。 出生児童が1歳になった月の月末まで継続利用可能ですが、育児休業を1年以上取得する場合は継続利用可能期間で退園となる場合がありますのでご相談ください。	就労証明書（育児休業の期間が記載されているもの） 母子手帳の写し
⑤出産のための入所の場合 （入所期限有）	出産を理由とした入所は、期限を迎えた時点で原則退所となります。（期限：出産予定日の6週間前の日が属する月の1日から、産後8週経過した日が属する月の末日まで） 翌月から復職の場合は市役所までご相談ください。	母子手帳の写し ※予定日、父母の氏名が確認できるページ
⑥求職中の入所の場合 （入所期限有）	就労しなかった場合や、月64時間に満たない就労の場合は退所になります。 （期限：入所後3か月）	支給認定変更申請書 就労証明書
⑦退所（園）する場合	退所希望月の10日までに提出してください。	退所届
⑧市外へ転出する場合	退所（園）を希望する場合 住民異動をした当月末で、退所（園）することになります。	退所届
	現在入所している保育所（園）に継続して入所を希望する場合、真岡市民としての退所届を提出し、新たに転出先の自治体で広域利用の入所申込をしてください。 詳しくは転出先の自治体にご確認ください。	退所届（真岡市に提出）
⑨転園したい	原則、転園を認めていません。	

記入例 表

型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼施設利用申込書

【保育標準時間・保育短時間（2・3号）認定用】

提出日 2 0 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日

真岡市福祉事務所長 殿

保護者氏名	真岡 一郎
-------	-------

真岡市記入欄										受付番号	
2 0 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日											
申請区分 ☐ 新規 ☐ 変更											
番号確認		番号カード		本人確認		代理		委任状			
☐		☐		☐		☐		☐			
☐		☐		☐		☐		☐			
☐		☐		☐		☐		☐			

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。

申請児童	ふりがな	もおか はな										個人番号（マイナンバー）										真岡市記入欄										変更箇所
	氏名	真岡 花										1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1										申請児童個人コード										
	生年月日（西暦）	2	0	〇	〇	年	〇	〇	月	〇	〇	日	生	性別	女	クラス年齢（4.1時点）	0															
保護者	住所	真岡市 荒町5191番地																				保護者個人コード										
	アパート名等	真岡アパート101号室																														
	前年1月1日の住所（市区町村名）	父	真岡市		連絡先	自宅	0	2	8	5	－	8	2	－	1	1	1	1														
		父携帯電話	0	9		0	－	1	2	3	4	－	5	6	7	8																
母	真岡市		母携帯電話	0	8	0	－	1	2	3	4	－	5	6	7	8																
		世帯番号																														

①保育の利用を必要とする理由等

理由等	区分	続柄	番号	具体的な状況（就労時間）
	1:就労 2:疾病・障害 3:妊娠・出産 4:求職活動 5:介護等 6:育児休業 7:災害復旧 8:虐待・DV 9:就学 10:その他	父	1	単身赴任中、〇〇市〇〇町〇〇番地在住
	母	1	〇月まで育児休暇取得中	

②申請児童の情報

児童情報	障害者手帳の情報	番号	アレルギー情報	番号	アレルギー・その他特記事項
	0:無 1:身体障害者手帳 2:療育手帳 3:精神障害者保健福祉手帳	0	0:無 1:有	1	卵
	園に知っておいてほしい事など記載してください。定期的に通院している場合などは診断書を添付してください。				

③世帯の状況

ひとり親世帯等の有無		番号	生活保護の適用の有無		番号	生活保護の開始日（西暦）																	
0:非該当 1:ひとり親世帯等 2:在宅障害児（者）のいる世帯		0	0:非該当 1:該当		0	年 月 日 保護開始																	
申請児童以外の世帯員（敷地内同居含む）	ふりがな	生年月日（西暦）										児童との続柄	個人番号（マイナンバー）										
	氏名												就労先・学校名・保育所名等										
	もおか いちろう	1	9	〇	〇	年	〇	〇	月	〇	〇	日	父	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2									
	真岡 一郎												会社員										
	もおか あい	2	0	〇	〇	年	〇	〇	月	〇	〇	日	母	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3									
	真岡 愛												保育士										
	もおか ゆう	2	0	〇	〇	年	〇	〇	月	〇	〇	日	兄	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4									
	真岡 優												〇〇保育園										

④同居でない祖父母の状況

申請児童の祖父母の氏名		生年月日（西暦）		住 所		別居等の別		職業等	
父方	祖父	真岡 太郎		〇〇〇〇年 〇 月 〇 日		宇都宮市〇〇123番地		別居 死亡 会社員	
	祖母	真岡 良子		〇〇〇〇年 〇 月 〇 日				別居 死亡 無職	
母方	祖父	栃木 実		〇〇〇〇年 〇 月 〇 日		真岡市荒町1番地1		別居 死亡 自営業	
	祖母	栃木 いち子		〇〇〇〇年 〇 月 〇 日				別居 死亡 自営業	

（表面）

6 施設名

変更
箇所

記入例		利用を希望する期間(西暦)		0	0	0	年	0	0	月	0	1	日	から	☒ 就学前まで	☐ 2	0	年		月		日	まで
希望する 利用曜日・時間・区分		利用曜日(利用希望曜日番号を左詰めで記入)【例】⇒12345												利(※1) 用区1分		1:標準時間 2:短時間		番号 1					
		1:月 2:火 3:水 4:木 5:金 6:土 1 2 3 4 5																					
		利用希望時間(24時間表記にて記入)【例】午前8時⇒08時00分 午後5時⇒17時00分																					
		利用開始時間		07時		30分		から		利用終了時間		18時		00分		まで							
施設名(※2)														希望施設番号		希望理由							
公立 保育所	01	真岡保育所	認定 こども 園	12	ふたば幼稚園いちごの杜保育園				第1希望	0	0	兄が在園しているため											
	02	中村保育所		13	牧が丘幼稚園																		
	03	西田井保育所		14	せんだん幼稚園				第2希望	0	0	自宅から近いため											
	04	物部保育所		15	にのみや認定こども園																		
私立 保育園	05	西真岡保育園	地域 型保 育施 設	16	高ノ台幼稚園				第3希望			公立・私立保育園については第3希望まで記入可。 認定こども園・地域型保育施設については第1希望のみ 記入してください。											
	06	真岡めばえ保育園		17	真岡ひかり幼稚園																		
	07	萌丘東保育園		18	萌丘幼稚園																		
	08	西真岡第二保育園		19	にしだ幼稚園																		
	09	にのみや保育園		20	ココリス保育園																		
	10	真岡おおぞら保育園		21	にじいろ保育園				第2希望														
地域	11	かあかんハウス	22	スマイル保育園				第3希望															
その他の状況																							
1	兄弟姉妹で同時に利用申込をする場合		兄弟姉妹が同時に入園を申し込んでいる場合、同時に同じ園に入園出来ない場合があります。 その場合どのように考えるか、下記より選択し番号を記入してください。																				
			1:同時に同じ園に入園出来るまで待機する。 番号 2:同時なら別々の園でも入園を希望する。 【ひとりでも入園を希望する場合】 3:優先順位なし 4:上の子から 5:下の子から																				
2	産前産後休暇又は育児休業明けで申し込んでいる場合		希望する園への入園が不承諾となった場合、「育児休業等に関する法律」に基づく育児休業の取得、又は期間延長は可能ですか。下記より選択し番号を記入してください。																				
			1:はい 2:いいえ 番号 ※【1】を選んだ方は、下記に期間を記入してください。 (※1)保護者(保育士)が希望する期間(西暦)の標準の【1】、64時間～120時間以内の場合は短時間の【2】を記入して下さい。 (※2)公立・私立保育園については第3希望まで記入可。認定こども園・地域型保育施設については第1希望のみ記入して下さい。																				
3	入園希望		認可外や託児所を利用して仕事を開始した場合は、選考に影響がありますので、改めて就労証明書の提出をお願いします。																				
			は延長 2:認可外保育所・託児所などを利用して、仕事を開始する。 番号 就労開始時期を遅らせる。(求職中・就労内定の場合) ・別居)に保育してもらう。 ()																				
⑥税情報等の提供に当たっての署名欄																							
市町村が施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定に及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について同意します。																							
保護者氏名 真岡 一郎																							

※施設記載欄（認定こども園等を経由して市町村に提出する場合）

受付年月日	2	0			年			月			日					
施設（事業者）名																
担当者氏名 連絡先	（担当者） （連絡先）															
入所契約（内定）の有無	有（ 契約・内定 ）				2	0			年			月			日	・ 無
備 考																

(裏面)

◇教育・保育施設等一覧

○公立保育所⇒市役所に申込み

	施設名	住 所	電 話	定員	年 齢	開所時間
1	真岡保育所	台町 2823-1	82-2200	170	0～5 歳	7:30～19:00
2	中村保育所	長田四丁目 7-3	82-4003	106	0～5 歳	7:30～19:00
3	西田井保育所	西田井 1528-2	83-1043	45	0～5 歳	7:30～19:00
4	物部保育所	物部 748-2	75-0305	80	0～5 歳	7:30～19:00

※1 生後8週経過後の翌月からお預かり（但し、面接時に判断する場合あり）

※2 西田井保育所と物部保育所は、閉所予定のため新規入所受付を停止いたします。

○私立保育所⇒市役所に申込み

	施設名	住 所	電 話	定員	年 齢	開所時間
5	西真岡保育園	熊倉一丁目 14-3	84-1313	224	0～5 歳	7:00～20:00
6	真岡めばえ保育園	八木岡 250-1	82-3955	120	0～5 歳	7:00～20:00
7	萌丘東保育園	東郷 390	82-1437	90	0～5 歳	7:00～19:00
8	西真岡第二保育園	伊勢崎 438-1	80-1760	120	0～5 歳	7:00～19:00
9	にのみや保育園	久下田西一丁目 1	73-2200	100	0～5 歳	7:00～19:00
10	真岡あおぞら保育園	長田 1315-6	82-5347	105	0～5 歳	7:00～19:00

※1 入所月齢は施設により異なります。

（真岡めばえ保育園：6か月経過後、真岡あおぞら保育園：3か月経過後等）

○私立認定こども園⇒園に直接申込み

	施設名	住 所	電 話	定員	年 齢	開所時間
11	真岡ふたば幼稚園 いちごの杜保育園	東大島 1081	84-5151	210	0～5 歳	7:00～20:00
12	牧が丘幼稚園	西高間木 515	84-2353	294	0～5 歳	7:00～18:30
13	せんだん幼稚園	久下田 794	74-0252	125	0～5 歳	7:00～19:00
14	にのみや認定こども園	久下田 1751	74-3021	160	0～5 歳	7:00～18:30
15	高ノ台幼稚園	台町 2323-1	82-2325	255	0～5 歳	7:00～19:00
16	真岡ひかり幼稚園	寺内 75	82-3982	183	0～5 歳	7:00～19:00
17	萌丘幼稚園	熊倉町 4795-3	84-2622	75	0～5 歳	7:00～19:00
18	にしだ幼稚園	飯貝 178	82-1174	168	0～5 歳	7:30～18:30

※1 入所月齢は施設により異なります。

※2 **せんだん幼稚園 7:00～7:30**については非常時のみ開所となります。

○施設型給付幼稚園⇒園に直接申込み

	施設名	住 所	電 話	定員	年 齢	開所時間
19	真岡さくら幼稚園	田町 1054-1	82-2089	90	3～5 歳	8:00～18:00

○小規模保育事業－A型⇒園に直接申込み

	施設名	住 所	電 話	定員	年 齢	開所時間
20	ココリス保育園	台町 2668	81-3651	19	0～2 歳	7:30～19:00
21	にじいろ保育園	上大田和 1313	81-5022	19	0～2 歳	7:30～19:00
22	スマイル保育園	熊倉三丁目 40-2	81-3414	19	0～2 歳	7:30～19:00

※1 入所月齢は施設により異なります。

○家庭的保育事業⇒園に直接申込み

	施設名	住 所	電 話	定員	年 齢	開所時間
23	家庭的保育所 「かあかんハウス」	熊倉町 4834-7	080- 4326- 8415	3	0～2 歳	7:00～18:00



MEMO



真岡市 保育所 マップ

市内の保育所の場所が
ひと目でわかるマップです。

認可保育所（園）

公立

- 1 真岡保育所
台町 2823-1
- 2 中村保育所
長田四丁目 7-3
- 3 西田井保育所
西田井 1528-2
- 4 物部保育所
物井 748-2

私立

- 5 西真岡保育園
熊倉一丁目 14-3
- 6 真岡めばえ保育園
八木岡 250-1
- 7 萌丘東保育園
東郷 390
- 8 西真岡第二保育園
伊勢崎 438-1
- 9 にのみや保育園
久下田西 一丁目 1
- 10 真岡あおぞら保育園
長田 1315-6

認定こども園

- | | |
|---------------------------------|------------------------|
| 11 真岡ふたば幼稚園いちごの杜保育園
東大島 1081 | 15 高ノ台幼稚園
台町 2323-1 |
| 12 牧が丘幼稚園
西高岡木 515 | 16 真岡ひかり幼稚園
寺内 75 |
| 13 せんだん幼稚園
久下田 794 | 17 萌丘幼稚園
熊倉町 4795-3 |
| 14 にのみや認定こども園
久下田 1751 | 18 にしだ幼稚園
飯貝 178 |

幼稚園

- 19 真岡さくら幼稚園 田町 1054-1

小規模保育施設

- 20 ココリス保育園 台町 2668
- 21 にじいろ保育園 上大和田 1313
- 22 スマイル保育園 熊倉三丁目 40-2

家庭的保育所

- 23 家庭的保育所「かあかんハウス」
熊倉町 4834-7



お子さんにぴったりの
保育所・幼稚園を
を見つける参考に
してくださいね。

